

鹿児島県広域スポーツセンター通信 R3.3

鹿児島県広域スポーツセンター

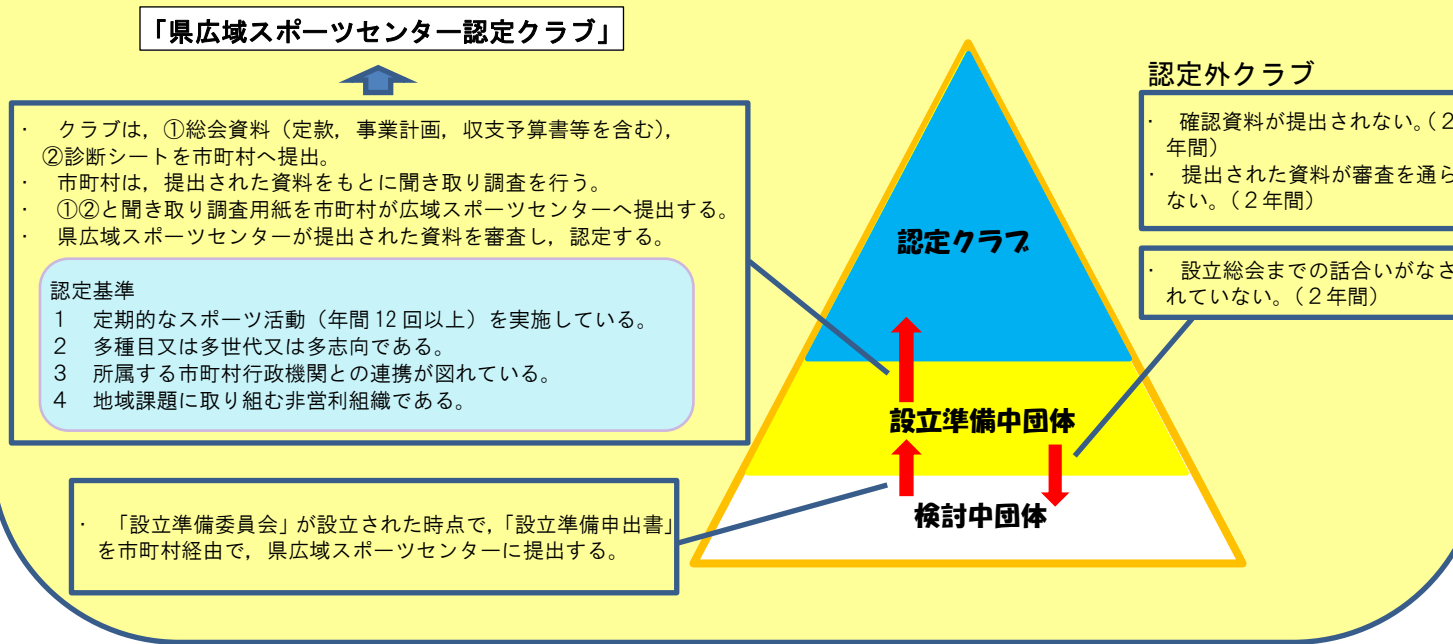
県広域スポーツセンターにおける総合型地域スポーツクラブ（コミュニティスポーツクラブ）の認定制度がスタートします

毎年、認定のために**総会資料と診断シート**を提出していただきます。

目的

- 総合型地域スポーツクラブ（コミュニティスポーツクラブ）（以下「クラブ」という。）の活動状況を県広域スポーツセンター、市町村、クラブで共有する。
- 「検討中団体」、「設立準備中団体」、「認定クラブ」など設立・運営状況を正確に把握することにより、適切な支援につなげる。
- スポーツ庁が提唱しているクラブの質的充実（「PDCAサイクル等により運営改善を図る」、「地域課題解決に向けた取組を実施する」）を図る。

クラブの全体図と手続き等



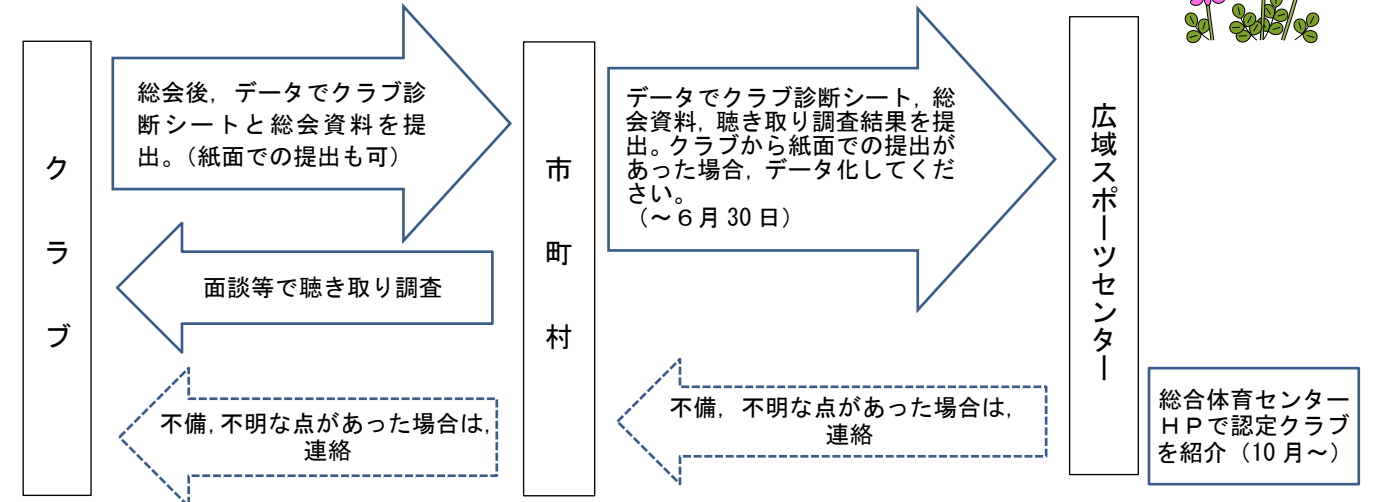
日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブの「登録・認証制度」が始まります！

令和5年度から総合型地域スポーツクラブの質的充実を図るため、「登録・認証制度」が開始されます（令和4年度は準備期間）。登録・認証を受けることにより、次のようなメリットが期待できます。

- 社会的認知が向上する！
- 地域住民への信頼感が高まる！
- 行政機関との連携が強化される！

- 運動施設使用の減免、優先予約
- 用具・備品の優先貸出し
- 自治体主催イベント等の運営受託
- 主催イベントに対する自治体の後援承認
- 会員及び指導者の増加などのメリットが考えられます。

広域スポーツセンターにおける認定の流れ



診断シートの入手方法

鹿児島県総合体育センターHPの『広域スポーツセンター・「総合型地域スポーツクラブ（コミュニティスポーツクラブ）」について』>『総合型地域スポーツクラブ（コミュニティスポーツクラブ）関係者の方へ』>『広域スポーツセンターにおける総合型地域スポーツクラブの認定について』から「令和3年度診断シート」をダウンロードする。

【診断シートのダウンロードはこちらから】

<https://www.pref.kagoshima.jp/bc10/kikan/taiku/kouiki/r2shindanshi-to.html>

ダウンロードができない場合は、各市町村の担当者に相談し、診断シートを入手してください。

入力方法

- シート1枚目→診断を行う前に、よく読んでください。
- シート2枚目→クラブ診断シートです。以下の注意点を守って入力してください。

- 質問は50問あります。
 - 質問をよく読んで、該当する口をクリックしてください。
 - 口をクリックすると、右側の点数に反映されます。
 - 点数が表示される部分が赤色の項目は記入漏れです。
- 記入漏れがないよう再度確認してください。

※ 紙ベースで作成したクラブは、提出時に各市町村の担当者に入力を依頼してください。



Q & A

Q 1. なぜ認知から認定に変わるのですか？



- A. 毎年、クラブの運営状況をクラブ・市町村・広域スポーツセンターで共有するためです。
状況が変化した場合も三者で把握し、より良いクラブ運営等の支援が可能になります。
また、クラブの設立状況や抱えている問題を把握することで、研修会等でその問題を取り上げるなど、クラブに応じた適切な支援を行えるようになります。
クラブ診断シートを活用することで、クラブの質的向上につながっていきます。

Q 2. 認定のためにクラブ診断シートが必要なのはなぜですか？

- A. クラブの自己診断を毎年行っていただき、クラブ経営に生かすことができます。
クラブ経営に関わっている方々が、クラブの役割について理解し、クラブ経営の改善が必要な分野を明確にし、クラブの体制や将来像を明確にしてください。
「PDCAサイクルにより運営改善を図る」ことは、スポーツ庁が掲げている「第2期スポーツ基本計画」にも示されています。

Q 3. 認定のための資料提出が市町村になっているのはなぜですか？

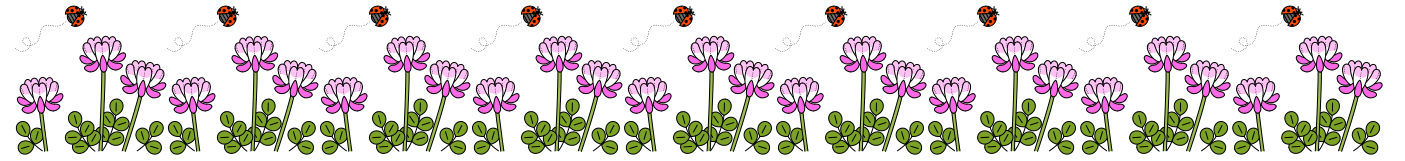
- A. 「市町村との連携」をこれまで以上に図っていただくためです。
スポーツ庁が実施した調査で、クラブが抱えている一番の課題は、「市町村行政との連携」でした。
これを解消するためには、市町村にクラブのことを理解していただく必要がありますし、市町村の手の届かないところでの活動ができる可能性をクラブが持っているのではないかと考えております。
また、「地域の課題解決に向けた取組を実施するクラブ」づくりが、スポーツ庁が掲げている「第2期スポーツ基本計画」にも示されています。

Q 4. 書類の不備があったらどうなりますか？

- A. いきなり認定されないということはありません。
6月30日までの提出期限となっておりますが、その後、広域スポーツセンターで、認定資料を確認します。不明な点等がある場合は、該当市町村行政のクラブ担当者へ確認を行い必要に応じて、市町村のクラブ担当者からクラブへ確認等が行われます。再提出等をお願いする場合があります。ただし、認定に必要な資料等の提出が2年間ない場合は、認定クラブとみなされません。

Q 5. 「登録・認証」と「認定」の違いは何でしょう？

- A. 取扱いの機関が異なります。
「登録・認証」については、(公財)日本スポーツ協会が行うものです。「登録・認証」については、県スポーツ協会にお問い合わせください。
「認定」については、広域スポーツセンターが行うものです。認定基準を満たしたクラブを認定クラブといいます。ただし、広域スポーツセンターでは、未育成市町村や新たにクラブを立ち上げたいと考えている個人・団体を含めて、幅広く、状況に合わせた支援をこれからも続けていきます。



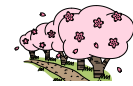
今年度、新しく認知したクラブ

- 令和2年5月31日設立 NPO法人沖永良部スポーツクラブ・E LOVE (知名町)
令和2年11月1日設立 HIMAWARIスポーツクラブ (霧島市)
令和2年11月7日設立 鹿児島パラアスリートクラブ (鹿児島市)〈認知予定〉
令和3年2月21日設立 レインボー424スポーツクラブ (志布志市)
※ 鹿児島パラアスリートクラブについては、現在認知要件の確認中です。

よろしく
お願いします



来年度の行事予定



日程	事業名	場所
6月16日(水)	第1回広域スポーツセンター研修会	かごしま県民交流センター
7月10日(土) ・11日(日)	スポーツ・レクリエーション活動リーダー養成研修会 (公認スポーツリーダー資格の取得可)	県体協会館会議室 (県総合体育センター武道館2階)
9月4日(土) ・5日(日)	公認アシスタントマネジャー養成講習会	県体協会館会議室 (県総合体育センター武道館2階)
2月4日(金)	第2回広域スポーツセンター研修会	かごしま県民交流センター(予定)

- ※ アシスタントマネジャー資格取得には、基礎資格としてスポーツリーダー資格が必要です。
※ 令和4年度から開始予定の総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の運用ルールの中に、「クラブに『公認クラブマネジャー資格』か『公認アシスタントマネジャー資格』を持っている人が配置されていること」とあります。(ただし、当面の間は移行措置として、この基準が満たされないことを理由に、登録が不可とはなりません。)

総合体育センター
ホームページ



総合体育センター
フェイスブック



今年度、フェイスブックを始めました！
クラブのイベント等、紹介しますので御連絡ください。